

令和7年度

財政援助団体等監査結果報告書

令和8年3月

港区監査委員

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき実施した令和7年度財政援助団体等監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり報告します。

令和8年3月27日

港区監査委員

徳重寛之

同

有賀謙二

同

二島豊司

同

砂川佳子

《目 次》

第 1	監査の概要	1
1	監査実施期間	1
2	監査対象団体等	1
3	監査対象範囲	1
4	監査実施団体及び監査の方法	1
5	監査の主な観点	3
第 2	監査の結果	4

第1 監査の概要

1 監査実施期間

令和7年10月10日から令和8年1月30日まで

2 監査対象団体等

- (1) 区が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助（以下「補助金等」という。）を与えている団体
- (2) 区が資本金その他これに準ずるものの4分の1以上を出資している法人
- (3) 区が公の施設の管理を行わせている団体
- (4) 上記（1）から（3）の団体等を所管する部局

3 監査対象範囲

令和6年度の事業を対象に実施した。

4 監査実施団体及び監査の方法

(1) 実地監査を行った団体

監査実施団体等一覧表のNo.1から11までの団体を対象に、財政援助等に係る出納その他の事務の執行が、交付等の目的に沿って、適正かつ効率的に行われているかどうかについて実地監査を行った。

また、監査実施団体等一覧表のNo.1から10までの団体を対象に、税理士に会計書類調査を委託し、その結果を参考とした。

(2) 書面監査を行った団体

監査実施団体等一覧表のNo.12の団体を対象に、財政援助等に係る事務が適正に行われているかどうかについて所管部局に対して書面監査を行った。

≪監査実施団体等一覧表≫

No.	団体名称	補助金等の名称	補助金等の額 (単位：円)
1	湖聖会・ヘルスケアデザインデザインネットワーク・東急コミュニティ共同事業体	芝地区港区立いきいきプラザ管理運営	463,489,850
2	株式会社グリーバル	亀塚公園等管理運営	218,730,099
3	本所賀川記念館・太平ビルサービス共同事業体	港南子ども中高生プラザ管理運営	329,749,738
4	小学館アカデミー・太平ビルサービス共同事業グループ	しばうら保育園及びしばうら保育園分園管理運営	618,853,325
5	アカネ・ハリマ・イビデングループ	芝浦公園等管理運営	171,021,668
6	株式会社エムアンドエムサービス	大平台みなと荘管理運営	202,629,184
7	ナカバヤシ株式会社東京本社	みなと図書館、麻布図書館及び赤坂図書館管理運営	436,159,854
8	TRC・大星ビル管理共同事業体	三田図書館、高輪図書館、港南図書館、台場図書館及び高輪図書館分室管理運営	573,263,445
9	アクティオ・東急コミュニティ共同事業体	郷土歴史館管理運営	460,206,339
10	港区社会福祉協議会	社会福祉協議会に対する補助金	180,739,799
11	港区体育協会	体育協会補助金	41,482,579
12	社会福祉法人武蔵野会 ほか5団体	知的障害者グループホーム運営費等補助金	26,352,372

5 監査の主な観点

(1) 補助金等交付団体

ア 所管部局

- (ア) 補助金等の算定額、交付方法、時期、手続等は適正か。
- (イ) 補助金等の効果及び条件の履行確認は、実績報告等によりなされているか。
- (ウ) 補助金等交付団体への指導監督は、適切に行われているか。

イ 団体

- (ア) 補助金等交付申請書の提出及び補助金等の請求は適時に行われているか。
- (イ) 事業は、計画並びに交付条件に従って実施されているか。
- (ウ) 補助金等に係る収支の会計経理は適切か。

(2) 出資団体

ア 所管部局

団体の経営成績及び財政状態が十分に把握され、適切な指導監督が行われているか。

イ 団体

- (ア) 設立目的（出資目的）に沿った事業運営が行われているか。
- (イ) 会計経理及び財産管理は適正に行われているか。
- (ウ) 経営成績及び財政状態は健全か。

(3) 公の施設の管理を行わせている団体

ア 所管部局

- (ア) 管理運営に関する基本協定、年次協定は、適正に行われているか。
- (イ) 委託料算定及び委託料支出の方法、時期、手続等は、適正か。
- (ウ) 指定管理業務の履行の確認は、清算報告書又は実績報告書によりなされているか。
- (エ) 指定管理者への指導監督は、適時かつ適切に行われているか。

イ 団体

- (ア) 基本協定、年次協定に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- (イ) 指定管理業務に係る収支の会計経理は適正か。
- (ウ) 指定管理業務に係る出納関係帳簿の記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。

第2 監査の結果

1 本所賀川記念館・太平ビルサービス共同事業体

【所管部局：芝浦港南地区総合支所】

区は、本所賀川記念館・太平ビルサービス共同事業体に対して、港南子ども中高生プラザ管理運営に係る指定管理料として329,749,738円を支出した。

(1) 指定管理料の清算について《指摘事項》

指定管理者が提出した令和6年度清算書と収支報告書を確認したところ、職員人件費について、処遇改善費の法定福利費分予算791,891円の振替処理に誤りがあった。職員人件費の予算額を増額すべきところ誤って減額したため、区への返還額が1,583,782円少なかった。

清算書や収支報告書は、指定管理料の清算に係る審査をするために不可欠なものであり、金額の誤りは極めて不適切である。

所管課は、指定管理者に対し、正確な清算書類を作成するよう強く指導するとともに、提出された清算書類については十分に精査し、指定管理料の予算執行に基づく清算処理が適正に行われているか等について、内容を厳正に確認すべきである。

(2) 自主事業業務計画書の提出について《指摘事項》

当該指定管理に係る基本協定書では、指定管理者は自主事業を実施する場合は、区に対して業務計画書を提出し事前に承認を受ける旨を定めている。

令和6年度港南子ども中高生プラザの自主事業については、区の承認がないまま実施していた。

自主事業は毎年度、区と指定管理者との協議により決定するものであり、区の承認後に事業を開始しなければならない。

所管課は、指定管理者から提出された事業計画書の内容を十分精査し、基本協定書で定めた書類が適切に提出されているか確認するとともに、協議が適切に行われるよう、指定管理者を厳重に指導すべきである。

(3) 備品の管理について《意見事項》

当該指定管理にかかる業務基準書では、指定管理者は、指定期間内に区が指定管理者に使用させる保全物品について、保全物品整理簿を備え、常に数量、使用場所、使用状況等の把握に努めなければならない旨を定

めているが、区が貸与した備品を保全物品整理簿に記載していなかった。

業務基準書で備品を適切に管理することを定めていたにもかかわらず、保全物品整理簿に記載していなかったことは遺憾である。

所管課は、業務基準書で規定した様式に基づき、適正に備品を管理するよう指定管理者を指導されたい。

2 ナカバヤシ株式会社東京本社

【所管部局：教育委員会事務局教育推進部】

区は、ナカバヤシ株式会社東京本社に対して、みなと図書館、麻布図書館及び赤坂図書館管理運営に係る指定管理料として436,159,854円を支出した。

(1) 再委託の協議について《指摘事項》

当該指定管理に係る基本協定書では、指定管理者は、事前に区の承認を受けた場合、業務の一部を第三者に委託することができるとしている。

みなと図書館の電話設備については、令和6年10月に更新工事を行い、システムが変更になったため、11月から保守事業者が変更されていた。

指定管理者は、電話設備保守業務について区と再委託協議をしていたが、変更後の事業者については区に再委託の協議をしていなかった。

再委託が承諾されている事業者とは別の事業者が業務を履行することはできない。

所管課は、区が実施した電話設備更新工事に伴い、保守事業者が変更になったことを認識しながら、指定管理者から再委託協議がなされていないことを失念していたことは、不適切と言わざるを得ない。

また、再委託協議が適切に行われるよう指定管理者を指導すべきである。

3 TRC・大星ビル管理共同事業体

【所管部局：教育委員会事務局教育推進部】

区は、TRC・大星ビル管理共同事業体に対して、三田図書館、高輪図書館、港南図書館、台場図書館及び高輪図書館分室管理運営に係る指定管理料として573,263,445円を支出した。

(1) 普通救命講習の受講について《指摘事項》

当該指定管理に係る業務基準書では、指定管理者は、A E Dの適切な使用ができるよう、普通救命講習を受講する旨を定めているが、高輪図書館、港南図書館及び台場図書館において、普通救命講習を受講した職員がいなかった。

業務基準書で普通救命講習の受講を定めていたにもかかわらず、受講実績がなかったことは不適切である。

所管課は、業務基準書で規定した普通救命講習を適切に受講するよう指定管理者を厳重に指導すべきである。

(2) 事業計画の変更に基づく協議について《意見事項》

当該指定管理に係る基本協定書では、事業計画書を変更しようとするときは、区と指定管理者が協議の上決定する旨を定めている。

指定管理者は、高輪図書館の職員構成の変更について、区へメールで報告していたが、3名の職員異動のうち2名分は事後報告だった。また所管課は、指定管理者から報告を受けた際、課内で決裁をしていなかった。

基本協定書で、区と協議の上決定する旨を定めているにもかかわらず、事後報告であったことは遺憾である。

所管課は、当初予定していた事業計画を変更する場合は、協定書の規定に基づき事前に協議を行うよう指定管理者を指導されたい。

また、指定管理者から事業計画変更の協議があった場合は、決められた決裁区分に基づき、適正な事務処理を行うべきである。

4 アクティオ・東急コミュニティー共同事業体

【所管部局：教育委員会事務局教育推進部】

区は、アクティオ・東急コミュニティー共同事業体に対して、郷土歴史館管理運営に係る指定管理料として460,206,339円を支出した。

(1) 再委託の協議について《指摘事項》

当該指定管理に係る基本協定書では、指定管理者は、事前に区の承認を受けた場合、業務の一部を第三者に委託することができるとしているが、地下タンク等定期点検について、区の承諾がないまま再委託を行っていた。

再委託が承諾されていない業務を第三者に委託することはできない。

再委託の協議もれについては、令和2年度の財政援助団体等監査で指摘を受けていたにもかかわらず、改善されていないことは極めて不適切である。

所管課は、再委託協議が適切に行われるよう、指定管理者を厳重に指導すべきである。

(2) 指定管理料の支出について「指摘事項」

指定管理者は、郷土歴史館と他の自治体の指定管理施設を兼務している職員一人の人件費について、賃金割合を区85%と他自治体15%に按分しているが、社会保険料分については按分せず、他自治体が負担すべき社会保険料を区の指定管理料から支出していた。

指定管理者は、当該職員が令和4年4月から兼務していたにもかかわらず、本監査実施まで誤りを見過ごしていたことは極めて不適切である。

所管課は、指定管理者に対し、指定管理料の適正な支出に努めるよう、厳重に指導すべきである。

(3) 銀行口座の開設について「指摘事項」

当該指定管理に係る基本協定書では、指定管理者は、本業務の実施に係る支出及び収入を適切に管理することを目的として、本業務専用の銀行口座を開設し、適切な運用を図るものと定めている。

しかし、指定管理者は本業務専用の銀行口座を開設せず、本社の口座に入金された指定管理料を、給与や光熱水費用として別の口座へ移して管理していた。

基本協定書で定めているにもかかわらず、専用の銀行口座が開設されていなかったことは不適切である。

所管課は、指定管理者に対し、基本協定書の規定に基づき本業務専用の銀行口座を開設し、指定管理料を適切に管理するよう指導すべきである。

(4) 備品の管理について「意見事項」

当該指定管理にかかる業務基準書では、指定管理者は、指定期間内に区が指定管理者に使用させる保全物品について、保全物品整理簿を備え、常に数量、使用場所、使用状況等の把握に努めなければならない旨を定めているが、区が貸与した備品を保全物品整理簿に記載していなかった。

業務基準書で備品を適切に管理することを定めていたにもかかわらず

ず、保全物品整理簿に記載していなかったことは遺憾である。

所管課は、業務基準書で規定した様式に基づき、適正に備品を管理するよう、指定管理者を指導されたい。

5 港区体育協会

【所管部局：教育委員会事務局教育推進部】

区は、港区体育協会に対する補助金として41,482,579円を支出した。

(1) 補助金の年度を越えた支出について《指摘事項》

本補助金は、申請当該年度に係る事業を対象とするものであり、年度を越えた支出はできない。

港区体育協会は、加盟団体であるボウリング連盟が令和6年3月20日（令和5年度）に実施した、春季ボウリング大会の経費85,000円及び都民体育大会選考会の経費250,000円を、令和6年度の補助金で支出していた。

所管課は、港区体育協会に対し、補助金の適正な支出に努めるよう指導するとともに、港区体育協会から交付申請書や事業報告書を受領した際は、その内容を十分に審査し、適正であるか厳正に確認すべきである。

(2) 交付申請書類等について《指摘事項》

一般財団法人港区体育協会補助金交付要領第9条では、補助対象事業の補助金の執行が補助金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定する旨を規定しているが、港区体育協会加盟団体から港区体育協会へ提出される事業計画書がなかったものが1事業、経費が未記載だったものが11事業あった。また、事業終了後に事業報告書の提出がなかったものが18事業あった。

事業の内容を確認できる書類がなければ、補助金の執行が交付決定の内容に適合するか判断することはできないため、港区体育協会は加盟団体から必要書類を確実に徴取し、内容を適切に確認すべきである。

所管課は、港区体育協会に対し、補助金交付申請及び実績報告の際に適正な事務処理を徹底するよう指導されたい。